

恒久的施設(PE)課税の基本

ここ近年非居住者企業に対する課税の取り扱いが強化されてきており、外国親会社からの出向者について一定の要件を満たす場合には恒久的施設と判断する等、恒久的施設課税に関する取扱いが従来と比べ厳しくなってきました。そこで、本号より数回に分けて恒久的施設課税の基本について紹介いたします。初回の本号では、非居住者企業の課税範囲、所得の源泉地判定及び恒久的施設の判断の基本的な考えを紹介いたします。

1. 非居住者企業の課税範囲及び税率（企業所得税法3条、2条、28条）

中国の企業所得税の納税義務者は、居住者企業と非居住者企業に区分されており、非居住者企業とは「中国国内において機構・場所を有する外国企業」、或いは「中国国内に機構・場所を有しないが中国国内からの源泉所得がある企業」をいうとされており、非居住者企業の課税範囲及び税率は以下の通りです。

恒久的施設	あり	なし
課税範囲	①中国国内源泉所得 ②中国国外で発生した所得で当該恒久的施設と実質関連がある所得 ③当該恒久的施設と関連しない所得	中国国内源泉所得
税率	上記①及び②の税率：25% 上記③の税率：20%（優遇10%）	税率：20%（優遇10%）

2. 源泉地の判断（企業所得税实施条例6条、7条）

中国国内源泉所得であるか否かは、以下のように所得分類毎に源泉地を判断することとされています。

所得分類	源泉地の判断
物品売上所得	取引活動の発生地
役務提供所得	役務の発生（提供）地
不動産譲渡所得	不動産の所在地
動産譲渡所得	動産を譲渡する企業の所在地
持分譲渡所得	持分対象とされる被投資者企業の所在地
配当所得	配当を行う企業の所在地
利息・賃貸料・特許権使用料所得	負担若しくは支払い企業・個人の所在地
その他の所得	国務院財政及び税務主管部門の規定

3. 恒久的施設の判断

日中租税条約では、「恒久的施設は、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部または一部を行っている場所を指す。」とされており、具体的に以下のものが挙げられています。

①物理的場所	事業の管理場所、支店、事務所、工場、作業場、鉱山・石油又は天然ガスの抗井、採石場その他天然資源を採取する場所
②建築工事の監督活動	6カ月を超える、建築工事現場又は建設、組立工事若しくは据付工事及びこれらに関する監督活動
③コンサルティング活動	単一の工事又は複数の関連工事について12カ月の間に合計6カ月を超える期間行われる、使用人その他の職人を通じて提供されるコンサルティング活動。 具体的には、技術指導、業務支援、設計、エンジニアリング・サービス等
④注文取得代理人	他国の企業に代わって、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、当該権限を反復して行使したり、当該企業のために反復して注文を取得する者

4. この号のまとめ

恒久的施設課税の基本ポイントは、恒久的施設があるか否か？（恒久的施設の判断）と稼得した所得の源泉地は中国国内か国外かです。恒久的施設の判断に関しては別途詳細な取り扱いがありますが、別の号で紹介させていただきます。
（以上）